

## 社会福祉施設等における非常災害対策計画の 点検・見直しガイドライン

平成28年11月

愛媛県保健福祉部

# 社会福祉施設等における非常災害対策計画の点検・見直しガイドラインについて

## 1 ガイドラインの位置づけ

### (1) 目的

このガイドラインは、平成28年8月末に発生した岩手県岩泉町の高齢者グループホームでの浸水被害を受けて、社会福祉施設等における利用者の安全を確保するため、集中豪雨や台風に伴う河川の氾濫や土砂災害に備えた十分な対策を講じることができるように、社会福祉施設等の設置者が策定する各施設における非常災害対策計画の点検・見直し項目を具体的に示すことを目的としている。

### (2) 留意点

#### ① 情報の把握及び避難の判断について

社会福祉施設等は、自力避難が困難な方も多く利用されており、避難に時間を要するため、日頃から気象情報等の公的機関による情報把握に努める必要がある。特に、市町が発令する「避難準備・高齢者等避難開始」等については、停電等の場合も含めて確実に把握できるよう、入手方法を予め市町に確認しておくこと。

また、「避難準備・高齢者等避難開始」発令の段階で、予め定めた避難場所へ避難するなど、適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示（緊急）」においても、適切に行動すること。

なお、近年、「想定外」の大規模な災害が発生しているので、過去の経験のみに頼ることなく、早め早めの対応を講じること。

#### ② 計画の点検・見直しについて

本県では、県及び市町の条例において、主に入所系の社会福祉施設等は、火災だけでなく風水害、地震、周辺地域の環境や立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに非常災害対策計画を定めることとされているが、点検・見直しが必要な、主に次の項目について、ガイドラインとして提示するものである。

なお、通所系の社会福祉施設等においては、必ずしも災害ごとに別の計画として策定されている必要はないが、このガイドラインを基に事業所の立地条件や周辺環境、施設種別、利用者の状況など、各施設等の実情に応じて実効性のある内容となるよう、別添「非常災害対策計画」（作成例）も参考にしながら、点検・見直しをお願いするものである。

#### [具体的な項目]

下記「2 点検・見直し項目」に示した (1)~(10)のとおり

### ③ 避難訓練等の実施について

非常災害対策計画の点検・見直し後、避難訓練を実施して、その内容を検証すること。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるようすること。

また、計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

特に入所系の施設においては、職員だけで速やかに避難誘導することが難しい場合もあることから、日頃から地域住民とのコミュニケーションを図り、良好な関係を保つとともに、災害発生時の連携、協力を検討すること。

## 2 点検・見直し項目

### (1) 施設の立地条件、周辺環境

施設の立地条件や周辺で想定される自然災害について、その被害の程度や影響範囲等を確認しておくこと。

#### ① 災害警戒区域の確認

施設周辺の河川が氾濫した場合の浸水域や浸水深、土砂災害警戒区域等の場所を確認する。

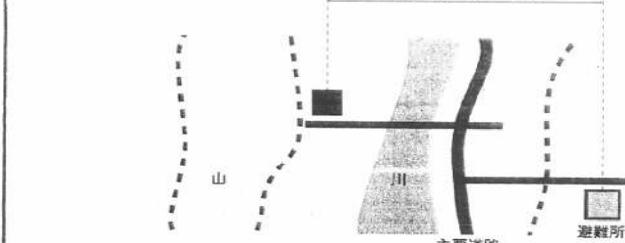
#### ② 施設位置図の作成

施設周辺の地形や環境について図示し、どのような自然災害の危険性があるのか把握するとともに、避難所や関係機関の位置関係を確認する。

【断面図 例】



【平面図 例】



## (2) 災害発生時の組織体制

災害発生時に迅速かつ確実に組織体制を整備するため、事業所・施設の規模や形態、利用者の心身の状況に応じた職員の役割分担及び必要人員を事前に検討し、明確にして職員に周知すること。

### ① 命令、指揮系統の整備

総括責任者を定め、命令権限を一元化し、班単位のリーダーを定めたうえで指揮系統を整備する。なお、責任者やリーダーが不在の場合も考慮して代行者を定め、命令、指揮が円滑に行われる体制とする。

### ② 役割分担表の作成

災害発生時における班別、職員別の役割分担を明確にし、その業務内容をできる限り具体的に分かりやすく定める。なお、休日や夜間は職員の配置が少なくなるため、職員の参集基準を定めるほか、地元住民の協力も視野に入れて対応を検討する。

【役割分担表の記載例】

総括責任者	班	班長	班員	任務
○○○○	指揮班	◎◎◎◎	▲▲▲▲	総括責任者の支援 各班への指示
	情報収集・連絡担当班	△△△△	× × × × □□□□	気象・災害の情報収集 職員への連絡、安否確認 関係機関との連絡・調整 利用者家族への連絡 地域住民やボランティア団体等への協力依頼等 避難状況のとりまとめ
	避難誘導班	●●●●	▽▽▽▽ ◇◇◇◇	利用者の安全確認 利用者への状況説明 利用者の避難誘導
	応急救護班	■■■■■	▼▼▼▼	負傷者の救出 負傷者への応急処置、病院移送

【職員参集基準の記載例】

配備体制	配備基準	対象職員
注意配備体制	・地域に大雨、洪水、暴風雪、高潮注意報が1以上発表されたとき ・	・総括責任者は自宅で待機し、常に出勤できるようにすること
警戒配備体制	・地域に大雨、洪水、暴風、暴風雪、高潮警報が1以上発表されたとき ・	・総括責任者及び○○班の班長は施設へ出勤すること
災害対策本部体制	・地域に風水害が発生又は発生が予想されるとき ・	・総括責任者及び○○班の班長は施設へ出勤すること ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第参集すること

※あくまでも記載例であり、各事業所・施設の状況に応じて検討のうえ作成のこと。

### (3) 災害発生時の緊急連絡網、通信手段

避難に関する情報・指示等が市町等関係機関及び職員間で迅速かつ確実に伝達されるよう、連絡体制を具体的に整備しておくこと。なお、停電により電話やメール等の通常の連絡手段が通じない場合には、携帯電話を活用するなど、緊急連絡の方法についても検討しておくこと。

#### ① 緊急連絡先一覧の作成

市町の防災担当課や福祉担当課、警察、消防など関係機関の連絡先一覧を作成し、事業所・施設内の分かりやすい場所に掲示する。

#### ② 職員間の情報受伝達系統図の作成

職員間の連絡や休日・夜間等における職員の参集が速やかに行われるよう緊急連絡網を整備し、各職員が情報受伝達系統図を携帯する。

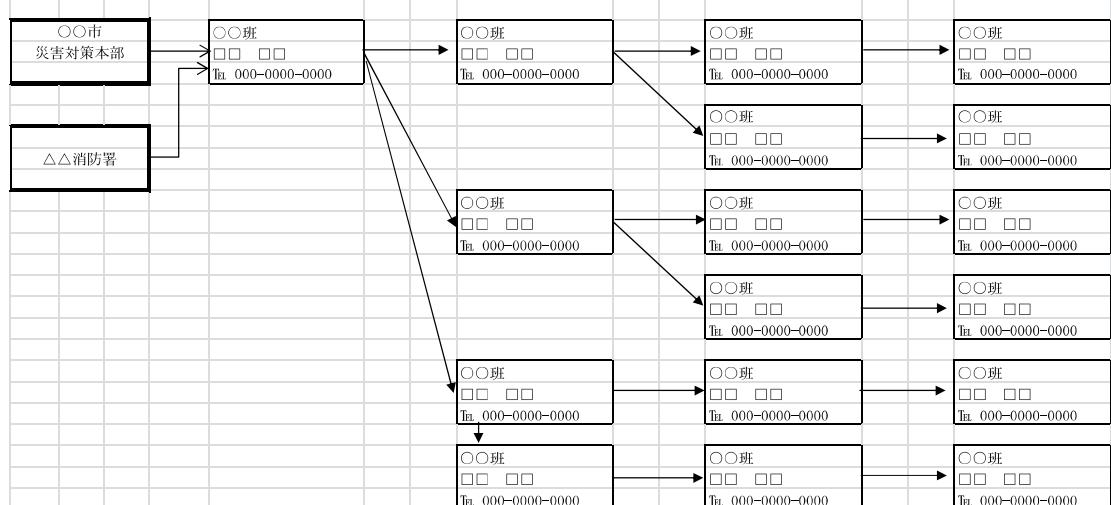
#### ③ 利用者家族との連絡体制の確立

避難の際には、利用者の家族に避難先等の情報を伝える。また、利用者の引き取り方法をあらかじめ家族との間で協議し、引き取りに関する情報を整備する。

【緊急連絡先一覧の記載例】

機関名	所在地	電話	FAX	メール
○○市△△課				
■■消防署				
▽▽警察署				

【情報受伝達系統図の記載例】



#### (4) 施設の利用者に関する情報把握

施設の利用者を安全かつ迅速に避難させるため、利用者個々の特性を十分に把握した上で、利用者の氏名、生年月日、服用薬、家族の連絡先などの利用者情報を一覧にして整理し、非常時には持ち出し可能な状態で保管しておくこと。

【利用者情報一覧の記載例】

氏名	生年月日	心身の状態	服用薬	連絡者氏名	連絡先	注意事項

#### (5) 災害に関する情報の入手方法

気象情報や避難情報など必要な情報を漏れなく迅速に入手するため、情報収集すべき項目を整理し、その入手先や担当者、具体的な入手方法を確認すること。特に、停電時においても有効な情報収集・通信手段を準備しておくこと。

##### ① 気象情報等の確認

気象台が発表する各種気象情報について理解を深め、必要な情報の種類、内容及び入手方法を確認する。なお、情報収集に当たっては、刻々と変化する情報に常に注目して最新の情報収集に努める。

##### ② 避難情報の確認

市町が発令する「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の情報について、確実に入手できるよう入手方法を予め市町に確認しておく。

##### ③ 災害の前兆現象の確認

河川の氾濫や土砂災害など、施設周辺で発生する可能性がある災害の前兆現象を把握し、その確認方法を整理しておく。

#### (6) 災害警戒体制の確立と避難を開始する時期、判断基準

災害の危険性の高まりに応じて、情報収集や避難準備、職員配備など災害警戒体制を強化し、市町から「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令された場合は避難を開始するなど適切に行動すること。また、市町からの避難情報が発令される前であっても、周辺の状況から災害の前兆現象を察知した場合には直ちに自主的に避難できるよう、避難を開始する時期や判

断基準を定めておくこと。

① 事前対策

台風の接近や大雨洪水警報などの気象情報から、災害の危険性が高まることが予想される場合は、職員配備を強化するとともに各職員の役割分担、連絡体制を再確認する。

② 避難準備

避難の開始時期や避難場所、避難方法を判断するとともに、非常持ち出し品の準備、避難先への連絡、移動手段の確保、避難支援の要請など、迅速な避難体制を整える。

③ 避難を開始する時期、判断基準

- ・市町から「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令された場合は、それに従って予め定めた避難場所へ避難を開始する。
- ・施設周辺の降水量や河川の水位、土砂崩れの前兆等、自主避難の判断基準を定め、危険な状態を察知したら直ちに避難を開始する。

## （7）避難行動の確認

安全かつ確実な避難を実施するため、災害の種類や規模、施設の立地条件や周辺環境、施設種別や規模、利用者の状況などを考慮し、各施設等の実情に応じて予め避難場所、避難経路及び避難方法を設定し、職員と利用者がその認識を共有すること。

① 避難場所

ア 施設内避難

施設内の比較的安全な場所（鉄筋コンクリート構造で2階以上の建物）を予め複数選定し、利用者の家族にも周知する。

イ 施設外避難

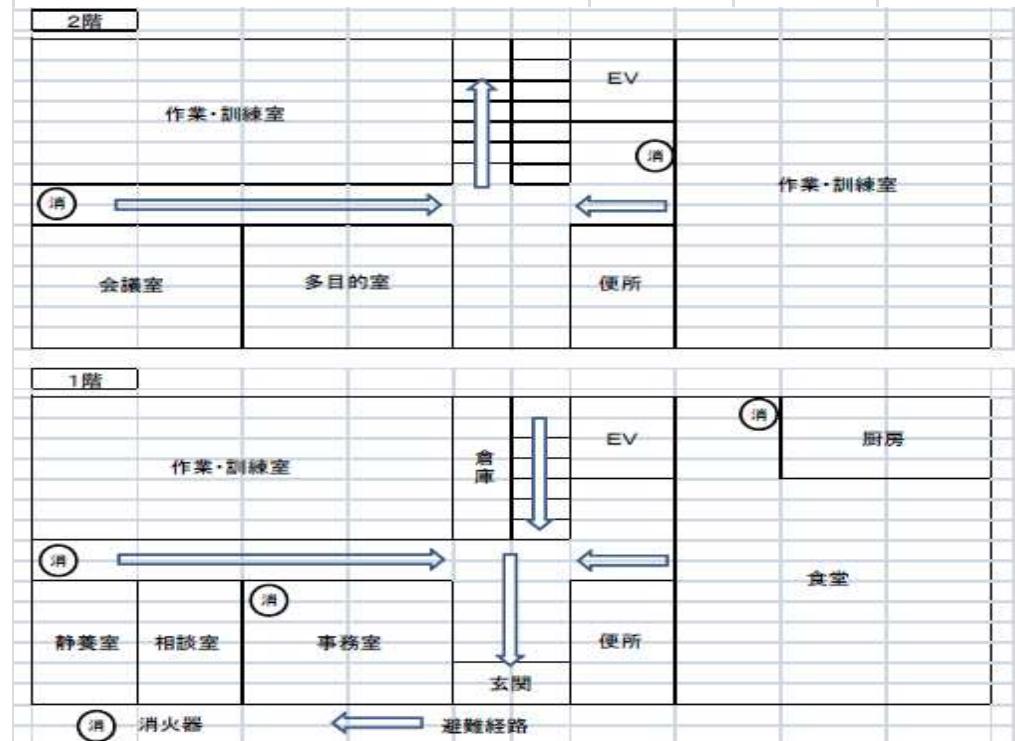
施設内に避難できない場合は、市町が指定した避難所や相互支援協定を結んだ施設等で、利用者等を安全に移送することが可能な場所を選定する。なお、避難の際には、速やかに利用者等の家族に避難先の情報を連絡する。

② 避難経路

ア 不測の事態に備えて、所定の避難場所までの複数の避難経路を設定するとともに、徒歩・車両による所要時間・距離を把握する。

イ 迅速な避難誘導を可能とするため、建物内の避難経路図や避難場所までの防災マップを作成し、職員及び利用者等に周知を図る。

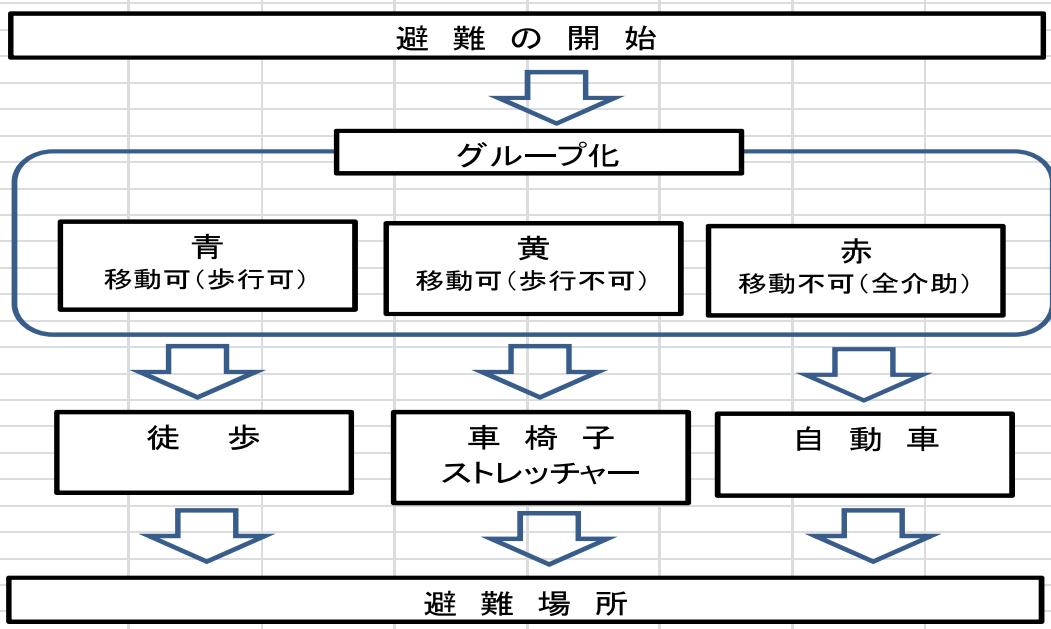
【避難経路図(建物内)の記載例】



### ③ 避難方法

避難を効率的に行うため、利用者の状態に応じた避難方法（自動車、徒歩、車椅子、ストレッチャー等）をグループ分け、ゼッケン等で色分けする。

【利用者の状態に応じた避難方法の例】



## (8) 物資の備蓄、施設・設備の定期点検

避難生活に備えて生活必需品を備蓄するとともに、利用者情報一覧など非常時持ち出し品リストを作成し、利用者の特性を踏まえた対応に努めること。また、施設の耐震性・耐火性を確保するとともに定期的に防災設備を点検すること。

### ① 必要な物資等の備蓄

ライフライン（水道・電気・ガス）の停止も想定して、広域的な救援物資が届くまでの3日分程度の食糧、飲料水、医薬品、紙おむつ等の生活用品、燃料等を備蓄する。

### ② 持ち出し品の準備

避難先での応急処置等を円滑に実施するため、傷病記録や血液型、服薬状況などの利用者情報一覧をはじめ、非常時持ち出し品をまとめて準備し、いつでも持ち出せるよう職員に周知する。

### ③ 施設・設備の定期点検

施設の耐震性・耐火性の確保、ガラスの飛散防止、家具等の転倒防止策等を講じるとともに、自家発電設備、消火設備、警報設備などが確実に機能するよう定期的に点検を行う。

#### 【備蓄品リストの記載例】

##### (食料・炊事用品)

- ・飲料水
- ・非常食
- ・鍋
- ・缶切り
- ・食器
- ・バケツ
- ・ポリタンク
- ・ビニール袋
- ・カセットコンロ

##### (衣料)

- ・毛布
- ・ビニールシート
- ・タオル
- ・軍手
- ・下着

##### (生活用品)

- ・懐中電灯
- ・電池
- ・ローソク
- ・カイロ
- ・ロープ
- ・雑巾
- ・トイレットペーパー
- ・ティッシュペーパー
- ・紙おむつ
- ・水のいらないシャンプー

##### (救急器材)

- ・救急医薬品
- ・衛星器具（はさみ、ピンセット等）
- ・衛生材料（ガーゼ、包帯等）
- ・担架

##### (復旧機材)

- ・大工道具セット
- ・小型発電機
- ・スコップ

##### (その他)

- ・ラジオ
- ・テント
- ・リヤカー
- ・携帯電話
- ・ヘルメット
- ・簡易トイレ
- ・車椅子
- ・乳母車

※食料や医薬品など有効期間切れにならないよう、定期的に点検・補充のこと

## (9) 避難訓練等の実施、検証

緊急時に安全かつ確実に避難を実現するため、職員が各自の役割を理解し迅速に行動できるようにするとともに、施設利用者の避難行動の習熟に向けて、避難訓練や防災教育を実施すること。

### ① 避難訓練

様々な災害の状況を想定して、職員一人ひとりの役割を明確にし、利用者等が安全かつ確実に避難できる知識や能力を身に着けられる実践的な訓練を定期的に実施する。

ア 災害時における職員の役割分担及び緊急連絡網について、職員に周知徹底を図る。

イ 夜間や休日など職員が少ない時間帯を想定した訓練も実施する。

ウ 事業所・施設関係者だけでなく、近隣住民や消防団等にも参加を呼び掛け、連携・協力関係の構築に努める。

エ 地域の防災訓練に積極的に参加するとともに、市町等関係機関との合同訓練などにも取り組む。

オ 訓練の実施結果を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

#### 【訓練内容の例】

- ・職員参集訓練：速やかに参集できるか
- ・情報受伝達訓練：情報の受発信、通信手段が異常時を想定した訓練
- ・避難判断訓練：いつ避難を開始するか、どこに避難するか
- ・避難誘導訓練：地域住民、コミュニティ等と合同で、誰が、誰を、どこへ誘導、避難するのか

### ② 防災教育

職員の災害に対する理解と関心を高め、いざというときに適切な対応をとることができるように、災害に関する基礎知識や平常時・緊急時に取るべき行動等を習得させるための防災教育を定期的に実施する。

#### 【教育内容の例】

- ・防災に関する研修会等への職員の参加
- ・心肺蘇生等の応急手当に関する研修会等への職員の参加
- ・施設内での研修、勉強会の実施

## (10) 地域の関係機関や住民等との協力体制

災害発生時には様々な支援が必要となり、事業所・施設単独では対応が困難な事態も想定されるため、市町、消防等の関係機関や近隣病院、他の社会福祉施設等と連携をとり、いざという時に協力が得られる体制を構築しておくこと。また、近隣住民の協力を得られるよう、日頃から地域との

交流を積極的に図り、良好な関係を保つこと。

① 地域防災訓練への参加

地域とのコミュニケーションを図り、また災害発生時の連携を検討するため、地域の防災訓練に積極的に参加する。

② 地域への協力要請

地域住民と良好な関係を維持し、地域の自主防災組織、町内会、ボランティア等と災害時の協力関係の構築に努める。また、他の社会福祉施設との間で相互支援協定の締結等を検討する。

③ 地域の安心拠点

社会福祉施設の使命として、地域住民の救援活動に可能な限り協力し、地域の安心拠点の役割を果たすよう努める。

## 別添

# ○×○×施設 非常災害(風水害)対策計画(作成例)

### 1 目的

この計画は、○×○×施設近隣で非常災害(風水害)の発生又は発生の恐れがある場合に対応すべき必要事項を定め、非常災害(風水害)から人命を確保するとともに、被害の軽減に資することを目的とする。

### 2 計画の適用範囲

この計画は、○×○×施設に勤務する職員及びサービスを利用する入所者・利用者又は出入りする全ての者(以下「利用者等」という。)に適用する。

### 3 施設管理者の責務

施設管理者は、総括責任者として○×○×施設における非常災害(風水害)による被害の軽減について、全ての責任を有するとともに、本計画に基づき施設職員を指揮し、利用者等の人命を確保する。

また、○○市(町)と連携を図り、気象警報などの警戒避難に関する情報を早期に入手するとともに、職員に周知を行うこと。

### 4 施設職員の責務

施設職員は、施設管理者の指揮のもと、利用者等の人命確保及び被害の軽減のため、本計画に基づき必要な措置を迅速に実施するものとする。

### 5 利用者等の責務

利用者等は、施設管理者及び職員の指示に基づき、非常災害(風水害)から身を守るために、避難誘導等に従うものとする。

### 6 施設の立地条件、周辺環境

別紙(参考1)のとおりとする。

### 7 災害発生時の組織体制と役割分担(別紙(参考2)のとおり)

#### (1) 指揮班

施設管理者の支援を実施し、各班へ必要な事項を指示する。

#### (2) 情報収集・連絡担当班

○○市(町)や各種メディア等から得た気象情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等の情報を把握し、指揮班に伝達する。

また、土砂崩れや河川の氾濫等に係る前兆現象や被害の情報を確認・入手した場合は、速やかに○○市(町)など関係機関へ通報する。

(3) 避難誘導班

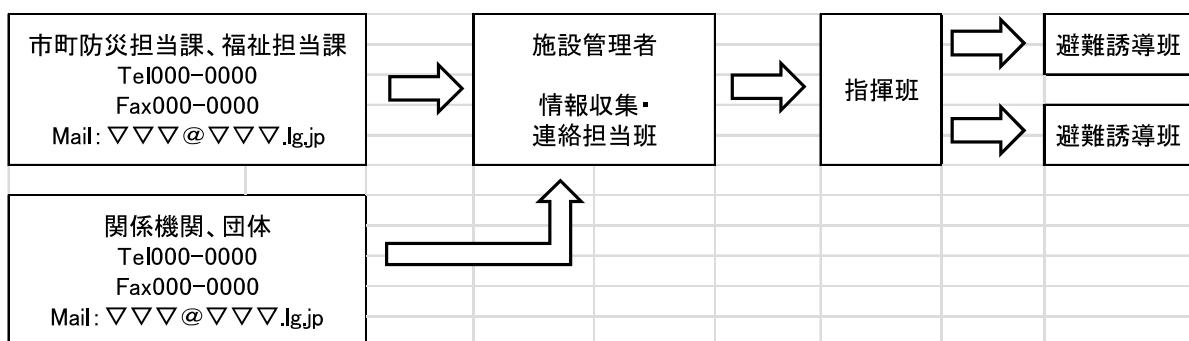
土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告等が発令された場合や土砂崩れや河川の氾濫等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

(4) 応急救護班

負傷者に対して応急措置を行うとともに、救急隊と連携して速やかに救護所を設置し救護を行うほか、必要に応じて指定した医療機関に移送する。

## 8 防災・災害情報の受伝達

(1) ○○市(町)等からの情報(気象情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等)



(2) 施設から○○市(町)及び関係機関、関係団体へ発信する情報(土砂崩れや河川の氾濫等の前兆現象や被災した際の被害情報等)



(3) 緊急連絡先一覧表

機関名	所在地	電話	FAX	メール
市町○○課				
□□消防署				
××警察署				

※ 通信手段について、停電により電話やメール等の通常の連絡手段が通じない場合には携帯電話を活用するなど、緊急連絡の方法についても検討しておく。

- (4) 職員間の情報受伝達系統図  
別紙(参考4)のとおりとする。

## 9 災害に関する情報の入手方法

- (1) 気象情報、気象注意報・警報・特別警報、土砂災害警戒情報
  - ・テレビ・ラジオなどマスメディアの各種気象情報
  - ・気象庁ホームページ
  - ・愛媛県河川・砂防情報システム など
- (2) 避難情報、防災情報
  - ・○○市(町)の防災ウェブサイト、防災行政無線、広報車、○○市(町) 災害情報メール配信サービス
  - ・愛媛県防災ウェブサイト
  - ・国土交通省防災情報提供センター
  - ・愛媛県河川・砂防情報システム
  - ・えひめ河川(かわ)メール など

## 10 施設の利用者に関する情報把握 (別紙(参考5)のとおり)

利用者個々の特性を十分に把握した上で、利用者の氏名、生年月日、服用薬、家族の連絡先などの利用者情報を一覧にして整理し、非常時には持ち出し可能な状態で保管する。

## 11 事前対策等

台風の接近や大雨洪水警報の発令等の気象情報から、あらかじめ災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直職員を増員するとともに、各職員の役割分担を再確認する。

また、施設・設備の安全確認、備蓄品や非常持ち出し品の確認、避難先への連絡及び移動手段の確保など、避難体制を整える。(別紙(参考7、8)のとおり)

## 12 災害警戒体制

気象情報や周辺の状況、前兆現象等から、災害の危険性が高まった場合は、職員配備を強化し、利用者等の避難誘導の準備等を行う。

- (1) 職員参集基準(別紙(参考3))に基づいて関係職員を召集し、職員配備を強化する。
- (2) 職員に災害情報を周知、共有する。
- (3) 避難場所、避難経路、避難方法等の確認を行う。
- (4) ○○市(町) 地元自治体や関係機関、近隣他施設との情報交換を行う。
- (5) 地域の情報収集を強化する。
- (6) 設備・建物・環境の安全確認を行う。
- (7) 職員・利用者の安全確認を行う。

## 13 避難誘導等

- (1) 避難誘導の原則
  - ① 施設内避難

施設内のがけ斜面(河川)と反対側の比較的安全な場所(鉄筋コンクリート造2階以上の建物等)へ避難誘導する。

(2) 施設外避難

○○市(町)が指定した避難所又は応援協定を締結している施設等で、安全に移動可能な場所へ避難誘導する。

(2) 避難の判断

① 自主避難

次に示す土砂災害や河川の氾濫等の前兆現象を確認した際には、○○市(町)からの情報を待つことなく直ちに避難を開始する。

施設管理者が判断することになるが、不在等の場合は、その場における責任者が判断を行うものとする。

<土砂災害の前兆現象>

- \*がけの表面に水が流れ出す。(湧水の増加)
- \*がけから水が噴き出す。(新たな湧水が発生)
- \*小石がバラバラと落ちる。
- \*がけの樹木が傾く。
- \*樹木の根が切れる音がする。
- \*樹木の倒れる音がする(倒木)
- \*がけに割れ目が見える。
- \*傾斜が膨らみだす。
- \*地鳴りがする。
- \*強烈な土の匂いがする。

<河川の氾濫の前兆現象>

- \*短時間で危険水位を超える、強い降雨が続く。
- \*堤防の川側が崩れ始めている。
- \*堤防の側面から水が漏れだしている。
- \*堤防にひび割れが生じている。
- \*堤防近くの地盤から水が噴き出している。

(2) ○○市(町)等からの情報に基づく対応

- \*土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等を受けて対応する。

(3) 避難方法

① エレベータ(使用可能な場合)

- \*車椅子 \*担架 \*ストレッチャー \*ベットのまま

② 階段

- \*徒歩(歩行可能者) \*担架搬送 \*背負い搬送 \*いす搬送

※予め、利用者毎に避難(搬送)方法を決めてグループ分け、ゼッケン等で色分け表示しておくこと。

(例)・独歩者(歩行可) : 青      ・護送者 : 黄色      ・担送者 : 赤

(4) 避難の経路

施設内の避難経路は、別紙のとおりとする。(施設内の図面にあらかじめ避難路を記載

し、誰もが確認できる場所へ掲出する。(別紙(参考6)のとおり)

#### (5) 施設外への避難

施設内に避難できない場合は、〇〇市（町）が指定した避難場所（〇〇〇〇〇）又は応援協定を締結している施設（〇〇〇〇〇）に避難する。

避難に当たっては、利用者情報一覧（氏名、住所、家族の連絡先、既往症、服薬、食事形態等の情報）を準備し、避難先ごとに職員を配して利用者等を漏れなく避難させ、避難後のフォローにも適切に対応する。

#### (6) 避難誘導の応援

夜間に中心に避難誘導が手薄となることから、地域からの応援が頂けるよう協力要請、応援協定等の締結等取組みを行っておく。

### 14 防災教育

施設管理者は、防災に関する各種研修会に職員を参加させるとともに、風水害の危険性や前兆現象など警戒避難体制に関する事項を職員に教育し、迅速かつ確実な情報受伝達や自主避難の重要性を理解させる。

### 15 避難訓練

施設管理者は、毎年度、風水害を想定した訓練計画を作成し、職員が各自の役割を理解して迅速に行動できるよう、実践的な避難訓練を定期的に実施する。また、〇〇市（町）や地域の自主防災組織が実施する防災訓練等にも積極的に参加する。

#### (1) 訓練内容

- ① 情報受伝達訓練(情報の受付方及び情報の発信方法)
- ② 避難判断訓練(特に自主避難についての判断)
- ③ 避難誘導訓練(誰が、誰を、どこへ誘導するか、服装のチェック)
- ④ 避難訓練(要介護度に応じた避難方法、階段避難方法等)

#### (2) 訓練検証

訓練実施後は、必ず訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証をし、本計画の検証に反映させる。

### 16 地域の関係機関や住民等との協力体制

#### (1) 地域防災訓練への参加

地域とのコミュニケーションを図り、また災害発生時の連携を検討するため、地域の防災訓練に積極的に参加する。

#### (2) 地域への協力

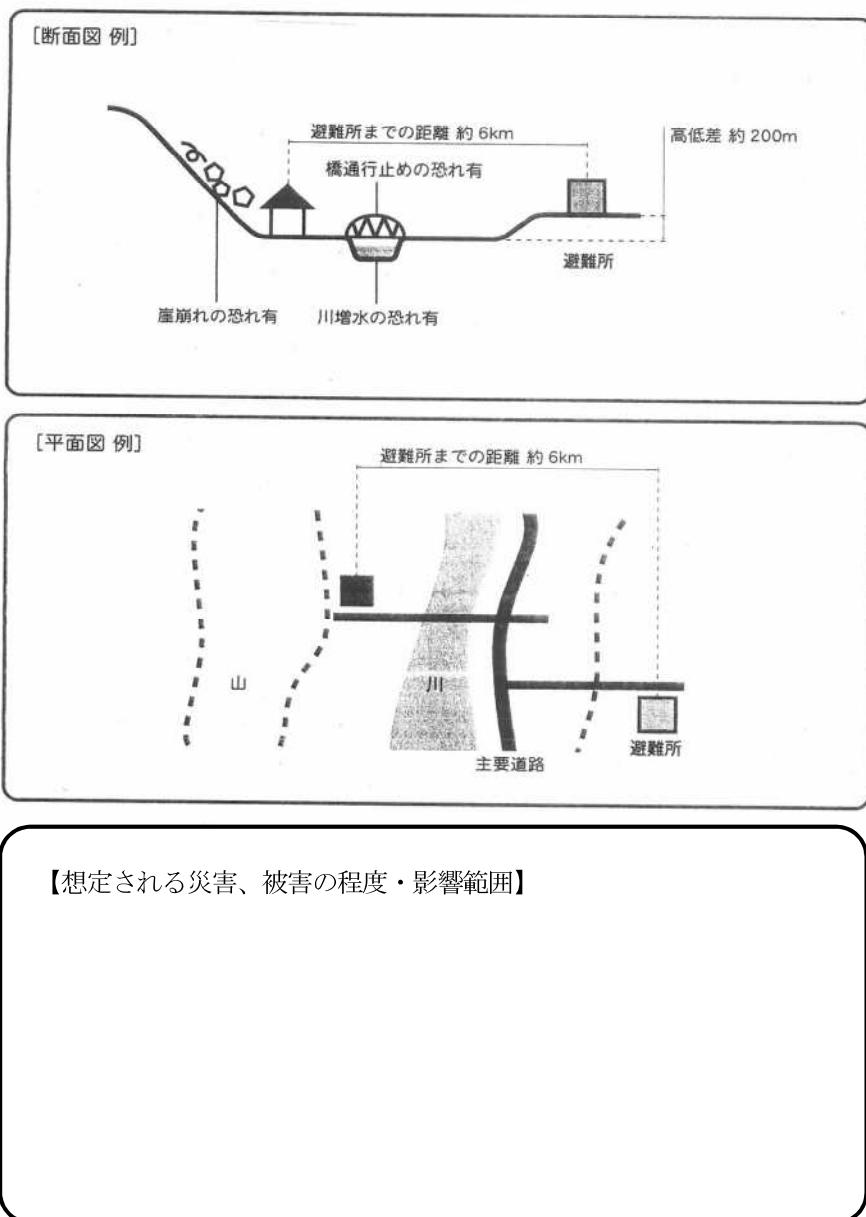
地域住民と良好な関係を維持し、地域の自主防災組織、町内会、ボランティア等と災害時の協力関係の構築に努める。また、他の社会福祉施設との間で相互支援協定の締結等を検討する。

#### (3) 地域の安心拠点

社会福祉施設の使命として、地域住民の救援活動に可能な限り協力し、地域の安心拠点の役割を果たすよう努める。

(参考 1) 施設の位置図、周辺環境

※自施設の状態を図示し、注意事項等を整理する。



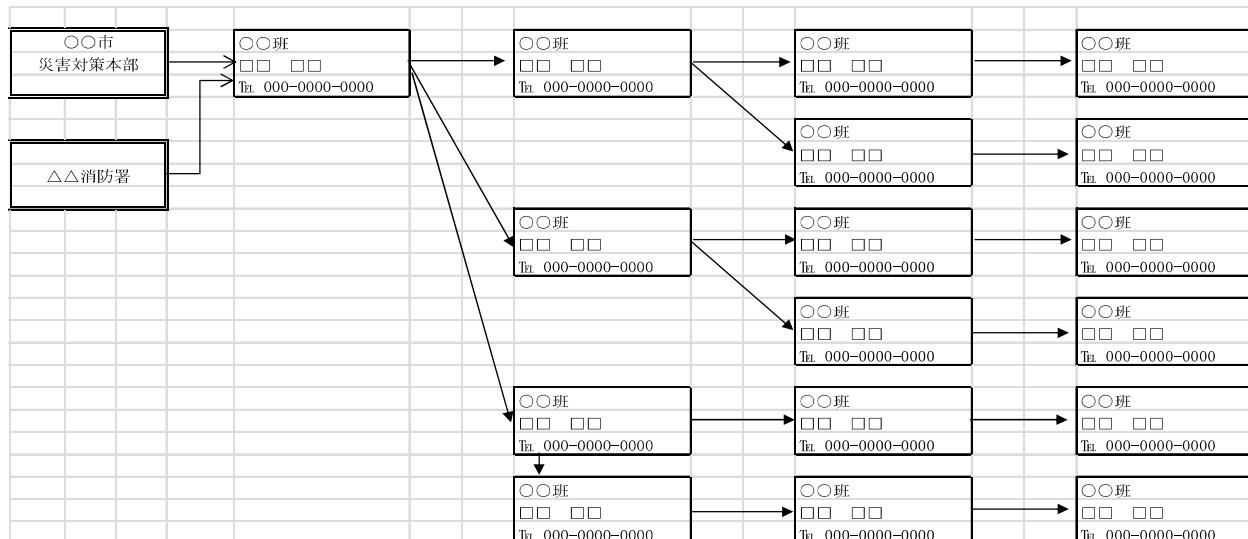
(参考 2) 災害発生時の組織体制と役割分担表

総括責任者	班	班長	班員	任務
○○○○	指揮班	◎◎◎◎	▲▲▲▲	総括責任者の支援 各班への指示
	情報収集・連絡担当班	△△△△	× × × × □□□□	気象・災害の情報収集 職員への連絡、安否確認 関係機関との連絡・調整 利用者家族への連絡 地域住民やボランティア団体等への協力依頼等 避難状況のとりまとめ
	避難誘導班	●●●●	▽▽▽▽ ◇◇◇◇	利用者の安全確認 利用者への状況説明 利用者の避難誘導
	応急救護班	■■■■	▼▼▼▼	負傷者の救出 負傷者への応急処置、病院移送

### (参考3) 職員參集基準

配備体制	配備基準	対象職員
注意配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に大雨、洪水、暴風雪、高潮注意報が1以上発表されたとき</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括責任者は自宅で待機し、常に出勤できるようにすること</li> </ul>
警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に大雨、洪水、暴風、暴風雪、高潮警報が1以上発表されたとき</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括責任者及び〇〇班の班長は施設へ出勤すること</li> </ul>
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に風水害が発生又は発生が予想されるとき</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括責任者及び〇〇班の班長は施設へ出勤すること</li> <li>・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第参集すること</li> </ul>

#### (参考4) 職員間の情報受伝達系統図

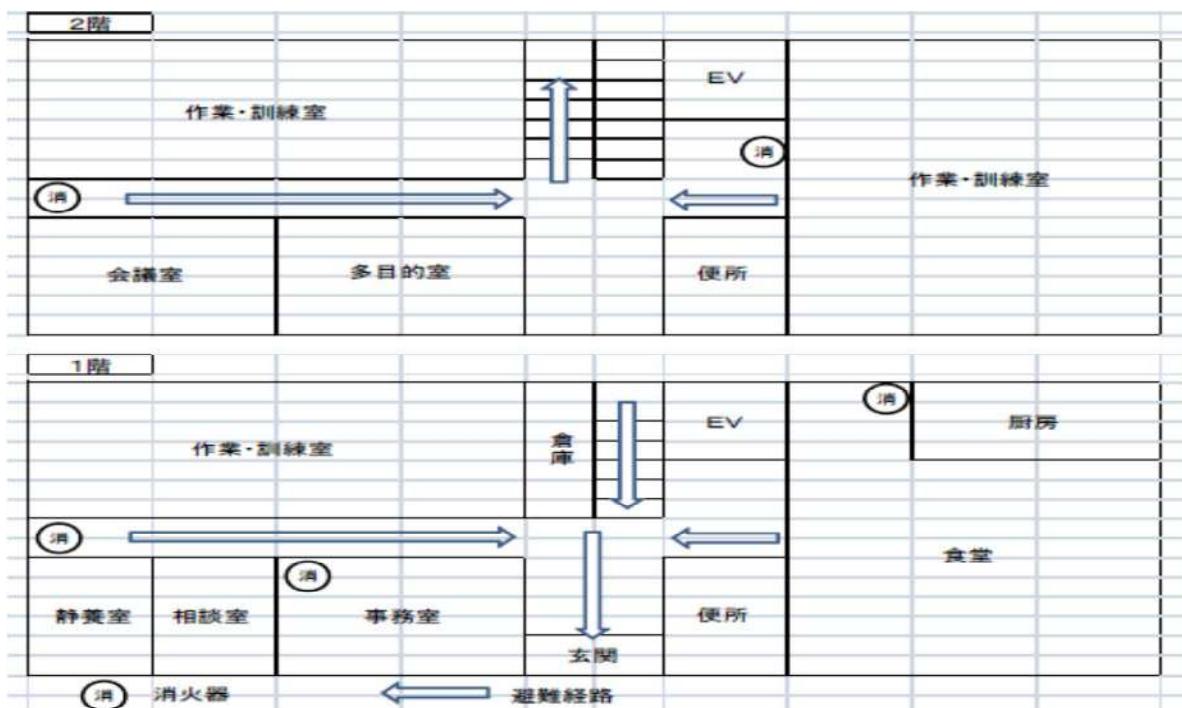


## (参考5) 利用者情報の一覧

氏名	生年月日	心身の状態	服用薬	連絡者氏名	連絡先	注意事項

## (参考6) 施設内の避難経路

※自施設の避難経路を図示する。



## (参考7) 備蓄品リスト

(食料・炊事用品)				
・飲料水	・非常食	・鍋	・缶切り	・食器
・バケツ	・ポリタンク	・ビニール袋	・カセットコンロ	
(衣料)				
・毛布	・ビニールシート	・タオル	・軍手	・下着
(生活用品)				
・懐中電灯	・電池	・ローソク	・カイロ	・ロープ
・雑巾	・トイレットペーパー	・ティッシュペーパー	・紙おむつ	
・水のいらないシャンプー				
(救急器材)				
・救急医薬品	・衛星器具(はさみ、ピンセット等)			
・衛生材料(ガーゼ、包帯等)	・担架			
(復旧機材)				
・大工道具セット	・小型発電機	・スコップ		
(その他)				
・ラジオ	・テント	・リヤカー	・携帯電話	・ヘルメット
・簡易トイレ	・車椅子	・乳母車		

※食料や医薬品など有効期間切れにならないよう、定期的に点検・補充のこと

(参考8) 非常持ち出し品リスト

利用者情報一覧、ケース記録、診療録、緊急時連絡・引き渡しカード、  
多機能ラジオライト、手動式ライト、サバイバルブランケット、紙おむつ、  
ウェットティッシュ、ナプキン、災害用トイレ(給水凝固剤)、万能はさみ、  
救急箱、常備薬、非常食等